

運の平等論とカタストロフィ

井上 彰

1. はじめに

政治哲学が、カタストロフィに見舞われた世界とどう向き合うのか——この問いは、幾度となく政治哲学に突きつけられてきた問いである。2011年3月11日に起きた東日本大震災の被災状況が依然として深刻ななか——いまなお、避難生活を強いられている人は267,000人に達している（『朝日新聞』朝刊2014年3月11日）——政治哲学がこうした状況でいかなる規範的判断を下し、どのような政策的な後押しが可能かについて、少なからぬ関心が寄せられている（サンデル2011）。その一方で、18世紀のリスボン大震災以来、こうした問いは、カタストロフィの衝撃が忘れ去られると同時に、政治哲学においても無視されてきた。実際、東日本大震災と震災からの復興をテーマにした政治哲学的研究は、河野勝・金慧による優れた論考（河野・金2012）や、震災後の政治理論的課題を網羅的に整理した犬塚元の論考（犬塚2012）を除けば、見当たらないのも確かである。

そうになってしまうのも、無理からぬところがある。というのも今日の政治哲学が、平常時に根ざした正義論を展開するものだからだ。たとえばジョン・ロールズは、現代の政治哲学における画期的作品である『正義論』（1971年）において、資源の穏やかな稀少性と互いの生き方に無関心であることを意味する「正義の情況（the circumstances of justice）」とわれわれの合理的・心理的動機構造、すなわち人間社会の一般的事実を正義の背景的条件として位置づけている（Rawls 1971, ch. 3; 井上2014）。裏を返せばロールズは、そうした条件が成立しない世界で求められるかどうかもわからない正義構想を、少なくとも『正義論』において追求していないのである。ロールズとともに今日の政治哲学の発展に大きく寄与したロバート・ノージックも、主著『アナキー・国家・ユートピア』において、自己所有権によって確立する不可侵の私的所有権が、カタストロフィ的状况では逆に制約されることを認め（Nozick 1974, p. 30）、たとえば井戸が1つを除いて完全に干上がった極端な欠乏状況では、無主物の専有を制限しようとする議論を展開している（Nozick 1974, p. 180）。つまりノージックは、カタストロフィ的状况では、自らの権原理論は（部分的にしか）通用し得ない点を率直に認めているのである。

このようなロールズおよびノージックの、今日の政治哲学の発展に大きく寄与した哲学者たちによる「平常時の正義論」志向は、カタストロフィ後の世界にも適用しうる正義論構築の営みを阻害しているのではないか——そうした疑念が頭をよぎるのも確かである。もっとも、ロールズやノージックの正義論が本当に、カタストロフィ後の世界に適用し得ないのかどうかについては、彼らの思惑とは別に議論することは可能である（Mulgan 2011）。そして同様のことは、必ずしもカタストロフィ後でも援用しうる議論であることを強調しない、他の正義論について

も言えることである。そうした「カタストロフィ後の正義論 (a theory of justice after catastrophe)」の候補として、本稿で取り上げたいのは「運の平等論 (luck egalitarianism)」と呼ばれる議論である。

運の平等論とは、ロナルド・ドゥオーキン (Dworkin 1981a; 1981b; 2000)、リチャード・アーネソン (Arneson 1989; 1990; 1999; 2000)、そしてG・A・コーエン (G. A. Cohen 1989) が提示し、今日においても新しい展開をみせる議論である (Knight 2009; Segal 2010; Tan 2012)。端的に言えばそれは、平等主義に責任構想を組み込む正義論であると特徴づけられよう。すなわち不平等に対する取り扱いを、個人の責任の有無ないし大小によって差別化することの正当性を謳う正義の考え方のことである。この考え方に従えば、その当の責任の有無や程度は、個人の選択ないしそのリスク含みの結果に対し、コントロール不能な運 (luck) の要素なり影響なりが関わっているのか、関わっているとしたりどの程度関わっているのか、という基準で判定しうることになる。

それではなぜ、本稿でこの運の平等論を、カタストロフィ後の正義論の候補として取り上げるのか。

その答は、運の平等論の理論的特徴に関わっている。すなわち運の平等論は、選択と運の区分が正義の根本原理部分を構成しており、それ自体、適用対象となる (正義の状況に代表される) 特定の場合を必ずしも前提にしない議論となっているからだ。実際、最新の運の平等論者として注目されているカク=チョア・タンは、運の平等論をロールズ正義論のように正義の状況下での閉鎖社会および民主的な社会的協働を前提とする議論と一線を画すものとして位置づけ、その幅広い射程に分配的正義の原理としてふさわしい特性を見出している (Tan 2012)。この点をふまえると、カタストロフィ後の、平常時とは言い難い世界でみられる貧困問題や復興問題を正義の問題として論じるにあたって、運の平等論を正義論の有力候補としてみてもおかしくはない。実際運の平等論に従って、もしカタストロフィ (の結果) を運のたまものだと適理的に (reasonably) 認定しうるとしたら、その緩和を適正に要請する正義論として、われわれの直観に適合する、まさに今日の日本で求められている議論とみられてもおかしくない。

したがって本稿の最終目的は、運の平等論がカタストロフィを運として適正に位置づけ、それによる貧困や不平等、そしてそこからの復興 (克服) に向けての議論を提供しうるものであるのかどうかを診断することにある。そのために本稿では、最新の運の平等論——タンの議論を筆頭に、カール・ナイトやシュロミ・セガルの議論——が、運の平等論に対しこれまで投げかけられてきた批判を斥けることのできる正義論となっているのかどうかに焦点を当てて、運の平等論がカタストロフィ後の世界にも適用しうる議論であるのかどうかを見極めたい。

2. 選択と運の区分をめぐって

運の平等論にとって、選択と運の区分はその核を成すものである。当人が選択をしたことで被るリスク (の影響) は、その結果如何を問わずその当人の責任範囲に入る。その点だけをとってみると、保守的な含意が強い議論のようにもみえる。だが運の平等論としての規範的含意は、運 (の影響) を剔抉し、その「中立化 (neutralization)」——運を当事者にとって中立的なもの

にすること(運の影響をあまねく緩和することは中立化の一種)——を図る部分にかかっている。もし世界が当人の選択の範疇には入らない運にあふれているとしたら、当人の責任範疇に入るとみなしうるリスクはかなり限られてくる。運の影響の緩和のために何らかの分配的措置がとられるのは、運の平等論の目指すところである。

われわれにとって重要なのは、運の平等論によりカタストロフィが運の産物として適正に認定されるのであれば、運の平等論は平常時以外にも通用しうる議論となりうる、という点である。それは運の平等論が、ロールズやノージックの正義論が抱える情況制約性を超える正義論として評価しうることを意味する。もっともその評価は、選択と運の区分が妥当であることを条件として、はじめて可能となる。そこで以下では、選択と運の区分の妥当性について、それに関する批判的議論とあわせて検討する。

選択的運と自然的運

選択と運の区分の発端となったのは、ドゥオーキンの選択的運(option luck)と自然的運(brute luck)の区分である。

選択的運は、結果的にギャンブルがどの程度熟慮を経た、よく計算されたものであるかわかるか——ある者が予期したはずであり、また冒すことを辞退することができた特定のリスクを受け入れることを通じて得をするか、損をするか——という問題である。自然的運は、そうした意味で熟慮を経たギャンブルとは言えないリスクがどのような仕方でも人々に降りかかるか、という問題である。(Dworkin 2000, p. 73 邦訳 105 頁)

一読すればわかるように、このドゥオーキンの区分の仕方には様々な要件が入っている。それらを整理して定義すると、次のようになる。

【選択的運】

適理的に予測可能な帰結をふまえて自発的に選択を行い、その結果被るリスク

【自然的運】

適理的には予測不可能な、もしくは自発的にもあるいは選択さえもしていない状況で被るもの

ちなみに、上記の「適理的(reasonable)」という語は、「充分情報が与えられているなかで熟慮と計算を経て導き出される」という含意をもつ。この区分をふまえて、運の平等論の考え方を一躍有名にしたG・A・コーエンは、平等論の目的を「分配に対する自然的運の影響を消すことである」と主張したことで知られている。「自然的運は、正しい平等にとっての敵である」と(Cohen 1989, p. 931)。このように、コーエンに代表される運の平等論者にとって、正しくない不平等分布を決定づける自然的運のとり扱いが鍵となっている。では、ドゥオーキンの区分から導き出された自然的運の定義は、特定的かつ説得的なものだろうか。

運の平等論に対し投げかけられてきた批判の1つは、ドゥオーキンが定義する自然的運をめぐるものである。その批判とは、もし適理的予測可能性をふまえて自然的運を定義した場合、

自然的運はその（選択との対比を成すという意味での）機能を果たし得ない、というものである。それは、次の2点にわたって示される。

第1点目は、知識の暫定性である。この点に鋭く迫った議論を展開したのが、カスパー・リップパートーラスムッセンである。リップパートーラスムッセンは、選択的運の慎重な定義づけを行うにあたって、いかなる確率の捉え方に基づいて運を解釈すべきかについて詳細に検討する。まず、信頼性に乏しい情報が関与してしまう実際的主観確率や、決定論的世界が真であるとすれば、選択的運の影響の差（たとえば同一のギャンブルを行った場合の結果の違い）と思しきものが平等論的に何ら重要なものなくなってしまう客観確率は、われわれにとって採用するものではない。適理的に予測可能な帰結とする際に関わってくる確率として、最もその適理性の側面をうまく説明するのが、十分な情報を所与として帰結の実現可能性を合理的に計算する理想的主観確率（ideal subjective probabilities）である。だが、理論的主観確率に基づいて自然的運を定義した場合、たとえば喫煙によってガンにかかる確率についてのより確かな、信頼できる情報が出てきた場合に、選択的運と当初みなし得たものが自然的運であったと判定する状況が生じ、自然的運は不確定なものになってしまう（Lippert-Rasmussen 2001, pp. 566-569）。それゆえ、自然的運と選択（的運）の区分は結果として不確定なものとなり、その区分に依拠した議論は機能不全に陥ってしまうことが見込まれる。

第2点目は、世界の不確実性である。少し考えてみればわかるように、日本をはじめとする多くの国で採用されている資本主義経済システムでは、選択的運としてみなしうるもののほとんどが自然的運になってしまうのではないかと、という懸念がつきまとう。とくに今日、適理的に予測不可能な出来事がグローバル市場で頻発することに鑑みれば、適理的予測可能性をふまえて定義を行うこと自体、帰謬法的に棄却されるべきものとなる（Price 1999, pp. 270-271）。このことから逆説的に言えるのは、自然的運と区別される選択的運による帰結であるという主張も、実は容易には成立し難い、ということである。リスク情報を含む十分な情報下で選択ができ、なおかつそうした選択を行った場合でも、その結果に責任があると言うためには、選択と結果の関係にはっきりとした対応性（correspondence）があることが前提となる。逆にそのような対応性を求めずに、十分な情報をふまえて予測可能な結果に照らして選択をしたという事実だけで、その選択結果への責任を負わせる議論を展開してしまうと、（事前の情報では低リスクの）天変地異が起こった場合にも、その結果生じる不平等が正当化されてしまうおそれがある（Lippert-Rasmussen 1999, pp. 482-483; Vallentyne 2002, pp. 531-532）。

この第2の点をふまえると、運の中立化は、カストロフィの被害者・犠牲者に対し、「適理的に予測可能な帰結に照らして選択を行った」という事実に基づいて、何ら救済の手を差し伸べない理屈にもなりうる。事故を起こした原発の近くに住んでいた者が、そのリスクを予測可能な帰結に織り込んで生活を送る境遇にあったとしたら、運の平等論のスキームでは補償が受けられない可能性が出てくる。それは結局のところ、（適理的に）予測可能であったかどうかという規定に拠るところが大きいことがわかる。

もっとも、自然的運を適理的予測可能性を軸に定義することなく（より精確には、それを組み込んだ条件を自然的運の充分条件とせず）、運の平等論構想を提起することは可能である。ピーター・ヴァレンティンは、自然的運の定義として、次のものを最も洗練された定義として

提起する。

出来事の(不)生起は、行為者がその(不)生起可能性やその確率に(適理的に)故意に (deliberately) 影響を与えることができなかつた程度に応じて、その行為者にとっての自然的運に起因することになる。(Vallentyne 2002, p. 537)

この定義が優れているのは、予測可能性を軸とせず、帰結がどの程度、熟慮ある選択に対応するかで自然的運の程度が変わることを許容するところにある(「故意に影響を与える」という表現は、その点を反映させるためのものである)¹⁾。それゆえ、知識の暫定性のせいで確定的には同定できないケースや、選択と帰結という2つの出来事にはっきりとした対応性が見出せないケースでは、自然的運の占める割合は大きくなるとの判定が可能となる。その一方でこの定義では、選択的運とはっきり区別される仕方での自然的運の計測はほぼ不可能となる。すなわち両者の区分はあくまで程度問題となり、それゆえ自然的運(の影響)を中立化することの規範的含意は不明なものとなる(Vallentyne 2002, pp. 537-538)。とくに先の議論にもあるように、今日のグローバルな資本主義世界では不確実性から逃れられないことからして、両者の区分が難しくなっている。このような運の区分の不確実性や困難性は、運の平等論の根幹に関わる問題としてみなされてもおかしくはない²⁾。

「薄い運」としての自然的運

このことをふまえてヴァレンティンは、運の規定の仕方について、ある方向転換を提言するに至る。それは、スーザン・ハーリィによる「厚みのある運 (thick luck)」と「薄い運 (thin luck)」の区別をふまえて(Hurley 2003, pp. 107-109)、薄い運の平等論をとる路線である(Vallentyne 2008, p. 58)。厚みのある運とは、自然的運が特定的内容を有することを前提にした運の捉え方を指す。これまでの議論で触れた、自然的運の定義づけによって運の中立化の含意をはっきりさせようとする試みがそれに当たる。それゆえ厚みのある運の平等論とは、そうした定義によって特定的内容が与えられた運が、責任の無化を説明するという体裁をとる。それに対し薄い運とは、自然的運と責任が端的に逆相関の関係にあると捉える見方を示すものである。すなわち、自然的運(と区別される選択的運)が責任を規定するのではなく、逆に責任の構想により自然的運は規定される。

それゆえ、薄い運の平等論をとる場合、責任に関する哲学的構想如何で運の捉え方が変わってくる。問題はそこにある。責任についての哲学的構想には、2つの有名な形而上学的立場——非両立論(自由意志説)(incompatibilism)と両立論(compatibilism)——がある³⁾。哲学においては比較的后者の支持者が多いとされるが、必ずしも決着をみているわけではない。それゆえ、いずれに立場に与する場合でも哲学的論争は回避し得ない。そのことをふまえたうえでサミュエル・シェフラーは、薄い運の平等論者には以下のディレンマが待ち構えているとみる(Scheffler 2010, chs. 7-8)。

【非両立論（自由意志説）に与する場合】

運の平等論を非両立論に基づいて解釈すると、自然的運が介在しない自発的選択は、因果的に（もしくは何らかの別の仕方）であらかじめ決まっていなかった場合にのみ、履行可能であるという見方をとることになる。選択の責任は、そういう意味での自発的選択が可能となっただけではじめて成立する。この見方は、通常の因果連鎖のなかでは捉えきれない選択および責任の構想を求めるところから、一般的にはもちろんのこと、哲学的にも支持することが難しい立場である。というのも非両立論はもし決定論が正しければ、自発的選択は成立せず、当然ながら選択責任は一切問えないとする立場だからだ。それゆえ、運の平等論の根幹たる選択ないし自然的運の介在如何によって不平等の取り扱いを変える、という議論が実質的に機能しないことになる。

【両立論をとった場合】

非両立論とは異なり、責任を帰すことと因果的決定論は両立可能であるとする立場が両立論である。この立場から運の平等論を解釈すると、自然的運と区別される選択の責任は、その選択者の意思形成能力やコンテキスト依存的な条件に照らして示される。たとえば、当事者の合理的能力や公正な社会制度が成立している等の条件が充たされている場合に、当人の選択に責任が付される相応の理由があるといったように、である。逆に自然的運は、そうした条件が充たされない場合に、当事者にとってコントロール不能な要因が介在している、といった仕方でも扱われることになる。しかしながら両立論に立脚すると、そもそも運の平等論で想定されているような選択の「重み」をわれわれは見出し得ないおそれがある。なぜ様々な社会的・経済的帰結の責任が、社会・経済的環境に左右される行為者の意思形成能力やコンテキスト依存的な条件に基づいて指定される選択によって決まると言えるのだろうか。選択やその帰結にコンテキストや意思形成の合理的能力が深く関わっているならば、選択が介在したことを理由に不平等を正当化する議論の反直観性は免れないように思われる。

最新の運の平等論者による応答——カール・ナイトの応答を中心に

シェフラーのこうした指摘に対し、本格的な反論を展開したのがナイトである（Knight 2009, pp. 178-183）。ナイトはまず、非両立論に立脚する運の平等論へのシェフラーの批判に対し、もし決定論が正しいとすれば、非両立論に基づく運の平等論は、完全な帰結的平等を支持する議論に転化するだけだと反論する。そもそも、（シェフラーが運の平等論において想定しているように）もし形而上学的構想の影響を認めるならば、その影響は運の平等論に限らず、あらゆる（それこそ運の平等論と対抗しうる）平等論・正義論にも及ぶことを認めなければならない。仮に非両立論が正しいとして、その観点から自発的選択責任の構想に準拠する運の平等論より、それに依拠しない平等論——たとえばシェフラーが与するロールズ主義的な民主的平等論——の方が説得力を有すると、なぜ高言しうるのだろうか（Knight 2009, pp. 178-182）。

次に両立論に依拠する運の平等論についてナイトは、シェフラーがみるような反直観的帰結を招かないと応じる。もし選択の意思形成能力に（障がい等により）欠損が認められる場合、あるいは合理的もしくは適理的な意思決定を履行できない制度環境に直面している場合、当人に補償すべきとする政策判断は運の平等論に沿って問題なく支持しうるものであり、その判断

に基づいて公共政策や制度改革を実施すべきことになる。反対に両立論的にみて責任があると認められる場合には、責任がない場合と同額の補償が受けられないとする「有意義な」判断が下される。それゆえ、他の立場に比して運の平等論を擁護することは、哲学的意義にまったくもって反しない（Knight 2009, pp. 182-183）。

管見の限り、ナイトの議論はおおむね正しい。責任の哲学的構想のいずれの立場を採用する場合にも、あるいはどちらかが正しい場合にも、運の平等論に（少なくとも一方的に）不利に働くとは言えない。とはいえ、それによってナイトの議論が逆説的に示しているのは、どの平等論的立場が優位しているのかについては、両立論か非両立論かという形而上学的な次元での議論ではなく、まさに規範的構想の次元での本格的議論が求められてくる、ということにはかならない。それは、他の最新の運の平等論者であるセガルとタンの姿勢にも表れている。セガルは、自然的運の内容はある一定の社会的規準からみて適理的に予測可能であったかどうかで確定しようとする（Segall 2010, pp. 20-21）。タンは、（自然的）運と選択の区分は責任に関する道徳理論の見地をふまえつつも、これまで培ってきた背景や想定に則って同定すればよいとする議論を展開している（Tan 2012, pp. 136-141）。だが、運と選択の区分が直観的想定に基づくとすれば、それが規範的構想レベルでわれわれの道徳的直観に反する帰結をもたらさないかどうか問われてくる。以下では、その点をめぐって展開された論戦について検討する。

3. 運の平等論の反直観的含意をめぐる考察

それでは運の平等論は規範的構想レベルで、どのような説得力を有しているだろうか。言うまでもなくそれは、責任を伴う選択およびその帰結と、そうでないものとの線引きによって、われわれの直観に適う公共政策・社会政策——たとえば労働が不可能な者（たとえば重度の障がい者）だけに福祉を提供し、労働に従事できる者にはそういったサービスを提供しない政策——を支持すると思しき点である。こうした、個人の責任をふまえた社会保障システムの要望は、財政状況が厳しくなった1970年代後半から顕著になっており、そのことはアメリカの国民意識調査をみると明白である（Gilens 1999, pp. 1-10）。コーエンが、自身の運の平等論的構想を「反平等主義的右派の兵器工場における最も強力な観念たる、責任と選択の理念を取り込んだ」構想と位置づけたのは（Cohen 1989, p. 931）、そうした背景をふまえてのことである。

ところが——いや、だからこそ——運の平等論には、われわれが想定する平等論のイメージに反する、われわれの道徳的直観に適合しない政策的含意が看取されてきた。それについて詳細な検討を行ったのが、エリザベス・アンダーソンである（Anderson 1999; see also Fleurbaey 1995; Wolff 1998）。アンダーソンの批判は、2点にわたる。以下では、その2つの批判とそれらに対する最新の運の平等論者による応答をそれぞれ検討したい。

運の平等論による尊厳の蹂躪——運の平等論の反直観性 1

もし運の平等論に従って社会保障政策が展開されるとしたら、その構想に基づいて認定される責任なき不平等に関しては保障の対象となる。選択と運の直観的理念に基づけば、（天賦の）才能の欠如や障がいを負っている人が、そうした保障の対象となることを疑う者はほとんどい

ないだろう。両者とも、責任が付されるべき選択ではなく自然的運の産物とみなしうるものだからだ。ところが、もしそうした保障スキームが実施されるにあたって、政府が当事者に次のような手紙を送りつけたとしたら、どうだろうか。

障がい者のみなさまへ：嘆かわしいことに、みなさまの生まれつきの障がいのせいで損なわれている能力、ないし現時点での障がいによって、みなさまの人生は普通の人の人生よりも価値の低いものとなっております。この不幸を埋め合わせるべく、われわれ健常者はみなさまに、少なくともみなさまのうち1人くらいは、自分の人生が他の人の人生と比べうるものだと思っていただけるような、価値のある生活を送っていただけるよう、特別に資源を提供します。(Anderson 1999, p. 305)

このような公示は、われわれにとって到底受け入れ難いものである。しかしアンダーソンは、運の平等論には、このような当事者に屈辱感を与える政策を斥ける内在的な理論装置がないと批判する。また、(障がいを含めた)自分の先天的な才能の欠如を公にしないと——たとえば、公的機関に訴えないと——保障が受けられないとすれば、スティグマを恐れて申請しない事態も起こりうるが、そうした事態の問題性をふまえた議論を運の平等論は提供し得ない。このようにアンダーソンは、運の平等論によって人びとの自尊や等しい尊重の原則は蹂躪され、人間的平等というわれわれが平等論に見出す直観的理念とは相容れない政策が容認されてしまう、と主張する (Anderson 1999, pp. 302-307; see also Wolff 1998, pp. 109-112)。

このアンダーソンの批判は、カタストロフィの被災者を救済する正義論を構想するにあたって重くのしかかってくる。たとえば、カタストロフィによってつくられた非日常の状況で、「正常な状況にある」人間が「その状態とは隔たったところにある」被災者をスティグマ化する事象については、広く知られている。そうしたカタストロフィの心理的インパクトが社会や政治、法にもたらす影響は、カタストロフィ後の世界で補償や復興を進めてゆくうえで無視できるものではない (Sarat and Lezaun 2009)。もし、運の平等論がスティグマを含めた自尊を蹂躪する政策を推奨するとすれば、運の平等論の規範的構想の説得性に疑問の余地が出てきてもおかしくはない。

こうした批判に対して、最新の運の平等論者はどのような応答を試みてきたのか——この点について、各論者の応答の成否を検討しつつ確認しよう。ナイトは、自尊を蹂躪するほどのスティグマは、(いかなる福利の指標を採用するにしても)責任なき不平等の要因——すなわち自然的運の産物——として勘案しうると考える。社会保障のあり方がスティグマ化を招く場合には、それによる不利益も勘案して政策が執り行われることを推奨することになるからだ (Knight 2009, pp. 131-132)。しかしながら、スティグマ化といった政策の波及効果にまで自然的運が関わってくることを認めるとしたら、自然的運の中立法が求める社会保障の枠組みも、自然的運(社会保障の恩恵に被ることのできる「運の良い」保障対象者と、その保障の原資を拠出する「運の悪い」恵まれた人びと)を「つくり出す」ことにはならないだろうか。ナイトの議論は、こうした保障がどっちつかずになりかねない、いわゆる「シーソー現象」を招く危険性があるように思われる (Lang 2006)。

セガルは、スティグマを解消する運の中立化政策のなかでも、その直接的要因（たとえば障がいや容姿のみにくさ）を除去することが必ずしも有効な不平等解消手法でない場合には、スティグマ化を回避する間接的手法（たとえばそうした要素が不利益になっている社会構造を変えるやり方）が運の平等論の求めるところとなる、と主張する（Segall 2010, p. 132）。もっとも、この応答は運の平等論に内在する論拠に基づいているというよりは、他の価値（たとえば自尊）に依拠した（すなわち、それとの両立不可能性を否定する消極的）議論であることから、アンダーソンの批判を完全に斥けるには至らない。

以上の議論の難点に鑑みると、次のタンの議論は注目に値する。それは、運の平等論を個人に直接適用するのではなく、（ロールズと同様）社会の基本的制度への適用に限定すれば、あらゆる自然的な不運の要素に対して直接的に対応する類の政策は支持されない、というものである。この、制度が自然的な不運を社会的な不利益に変えてしまっている部分だけを補正するという考え方、すなわち、制度的運の平等論（institutional luck egalitarianism）の考え方を採用するタンの立場は、たとえば醜さを自然的な不運とみなせるにしても、「醜い人びとが実際に社会的に不利なポジションに置かれているかたちで社会制度が成立していない場合には、……それについては何も語らない」（Tan 2012, p. 127）。つまり運の平等論の対象は、公正な分配シェアを保障する社会制度のあり方に限られることから、個人の生を愚弄するような政策とは距離を置くことになる、というわけだ（Tan 2012, pp. 129-130）。

もっとも、このタンの議論が成功しているかどうかは、運の平等論の構想を社会の基本的制度に限定して適用することが正当化しうるのかどうかにかかっている。この点については、後に検討する。

運の平等論による「過酷な政策」——運の平等論の反直観性 2

もう1つのアンダーソンの批判は、運の平等論が過酷な政策を推奨してしまう、というものである。たとえば、保険をかける機会があったにもかかわらず、不注意から交通事故に遭ってしまい、下半身不随になってしまった者は、運の平等論の論理では政府の救済対象にはならない。しかしこのような政策は、「アメリカでみられる分配ルールと比べても極めて過酷な」ものである（Anderson 1999, p. 298）。運の平等論のこの論理を貫徹させるならば、公的扶助さえも認められなくなり、死人が出て「そうなったのも当事者の責任である」として等閑に付しかねない。この批判を「過酷な政策」批判と呼ぶことにしよう。

こうした批判に対しナイトは、運の平等論が過酷な政策に与さない適理的可能性に言及する。ナイトに言わせれば、運の平等論の立場からも、強制加入の社会保険（たとえば公的な健康保険）制度を正当化することは可能である。まず、われわれがそうした社会保険を提供する政府を支持している（他の人の医療費をカバーする選択をしている）という事実があるとすれば、どのような人でも真に苦境に陥った人を救う保険スキームが運の平等論の立場と矛盾することはないだろう。また、そうした公的な社会保障なき世界——たとえばアメリカ——では、民間の健康保険に加入しなかった責任が個人にあるとは単純には言えない可能性がある。そういった世界では、経済的・心理的障壁といった行動経済学的なモメントが、健康保険を加入する責任を問えなくするかもしれないからだ⁴⁾。それゆえ、強制保険を提供する方が、責任感応的な枠組み

をつくることにつながる可能性さえある (Knight 2009, pp. 140-141)。

もっともこのナイトの議論は、運の平等論に基づく強制保険が十分な保障を用意することを確約するものではないし、何より自然的運による帰結が過酷になるという問題を原理的に解消するものではない (Voigt 2007, p. 403)⁵⁾。ナイト自身も、この議論によって「過酷な政策」批判を原理的に斥けることができるとは考えていない (Knight 2009, pp. 138, 151-152)。では (ナイトをはじめ) 最新の運の平等論者は、いかにして「過酷な政策」批判を斥けるのだろうか。彼らは、価値多元主義に訴えることにより「過酷な政策」の含意を原理的に回避する戦略をとる (Knight 2009, ch. 6; Segall 2010, ch. 4; Tan 2012, pp. 119-126)。すなわち、その他の正義原理や道徳的考慮——とくに基本的ニーズ (basic needs) ——に訴えることで、責任ある不平等が成立する場合であっても、その著しい不利益ないし福利欠損を回避する政策が正当化されるとする議論を展開するのである。自尊を蔑ろにするスティグマを回避する政策を運の平等論が支持できるかについても、(自尊の価値を1つの原理として組み込むことのできる) 多元主義的構想の正当化にかかっている。

4. 多元主義的運の平等論とその問題性

運の平等論が多元主義的構成をとる理由として、上述のように反直観性回避問題がまずもってあげられる。われわれは自発的選択とその帰結には責任を付し、それ以外のものは自然的運(の産物)とみなせるがゆえに保障すべきとする考慮以外にも、自尊や基本的ニーズを充たすことの重要性についての共通認識があるように思われる。もちろん、こうした認識が正しいかどうかは、自尊や基本的ニーズがそれぞれ価値としてどれほどの重みを有しているのか、そして何より、それらと運の平等論との関係を体系的に正当化しうるのかどうかにかかっている。本節で検討する多元主義的運の平等論をめぐる論点の1つは、この点に関するものである。

だが運の平等論が多元主義に向かう理由は、もう1つある。それは運の平等論が原理的に要請する運の中立化は、平等主義の分配的基礎とはならない——だからこその価値や考慮に分配的基礎を担ってもらおうべく多元主義をとる、というものである。この、平等主義としての分配的基礎が欠如しているとの指摘が正しければ、運の平等論は正義論としての基底性を持ち得ないことになる。このことは、カタストロフィが自然的運の産物であると認定できるとしても、それを解消する試みとして(再)分配がどの程度進められるかに関わってくる以上、たとえば震災復興に関して運の平等論が基軸となりうるかどうかという点で疑いもたれる要因ともなる。とくに、実際に補償や支援額を決めるにあたってはベースラインとなるものを参照せざるを得ないことから、運の平等論単独では震災復興の正義原理として機能不全に陥ることになるだろう (河野・金 2012, 68-73 頁)。

ベースライン問題と多元主義

ベースラインを確定しない運の平等論の理論内在的問題点に迫ったのが、スーザン・ハーリイである。ハーリイの議論はこうだ。不平等に責任がないという事実は、不平等がない状態への責任(功績)を含意しない。にもかかわらず運の平等論者は、あたかもその含意があるかのよ

うに捉えている。それゆえハーリィは、運の平等論者は「平等主義の誤謬 (the egalitarian fallacy)」に陥っていると指摘する (Hurley 2003, pp. 151-153)。すなわち、

(1) a と b が不平等であるのは運の問題であるから

(2) a と b が平等であれば、それは運の問題ではないという命題は導けない (両者は論理的に一致しない) にもかかわらず、運の平等論者は導けると (誤って) 確信している、と。たとえば、恵まれない幼少時代を送った者がいて、その大半が自然的な不運の影響だと認定できるとしよう。その不運は、通常理解では反実的な構成をとるだろう。すなわち、恵まれない幼少時代を送った者の財や福利が、現時点で非常に貧しい水準にあるときに、「その彼 (女) が恵まれた幼少時代を送っていたら、どの程度の財や福利をいま有しているだろうか」という反実的問いが提起されるだろう。だが、他の者の財や福利水準がどうであったかという個人間 (interpersonal) 関係が問われてくる以上、そもそも運の中立化が財や福利の平等な状態を保障することはあり得ないだろう。たとえ純粋に個人内 (intrapersonal) 関係に絞るとしても、そもそも恵まれた幼少時代を送っていたらどうなっていたかについては、われわれは根本的に知りうる立場にはない。このように、運の中立化によって財や福利の平等化が果たされるのかは、根本的に不確定なのである⁶⁾。

このハーリィの批判に対し、最新の運の平等論者はどのように応答するのだろうか。ナイトは「平等主義の誤謬」を、次のように再構成する。

- (1) a は b と比べて大きく不利な状態からのスタートを余儀なくされている
- (2) a は b より責任あるかたちで行為を遂行する
- (3) (2) より a は分配的報償が与えられ、b は分配上のペナルティが与えられる
- (4) だが a は b と比べてまだ不利な状態にある ((1) のときよりは不利な程度は緩和されてはいる)

ナイトによれば、ハーリィの「平等主義の誤謬」は、(2) から (4) の出来事の連なりをターゲットに置いたに過ぎない。運の平等論にとって重要なのは、(1) の (4) に対する影響である。すなわち、a が b に比べて不利な状態にはないスタート位置であり得た、ということがポイントなのだ。それゆえ運の平等論者は、(1) を

(1)' a が b と同じだけの有利な立場でスタートするに置き換え、それにより

(4)' a は b と比べて同じだけの有利な立場に到達するという出来事を生起させるべく (たとえば) 再分配を施すべきと主張するのである。これにより、平等主義的傾向性は保証されるとナイトは考える (Knight 2009, pp. 176-178)。

セガルとタンは、運の平等論の位置づけや役割を限定する仕方で、ハーリィの批判をかわそうとする。セガルは、「不平等を生み出すときのみ、運は問題とされる」とする運の平等論の見方と「値するもの」を重視する「功績としての正義 (justice as desert)」の見方との違いを強調する。後者は「値するもの」以上のものが当事者に行き渡っているとき、それによって仮に平等な状態が成立している場合にも「正義に反する」とみる正義の捉え方である。対照的に運の平等論は、単に運における不平等ではなく、運によってもたらされる帰結的不平等 (社会的に

回避困難であると適理的に判断しうる行為の帰結としての不平等)のみを是正対象とする正義論である。それゆえセガルの運の平等論は、平等な状態を不正だとはみない議論であって、平等な状態の正しさや不正については知り得ないとする不可知論の立場をとる。この構想に基づけば、運の平等論は平等な事態についての正しさを問わないことから、(ハーリーの想定とは異なり)平等主義の分配的基礎に関する議論を内在的には構成しないことになる (Segall 2010, pp. 15-21)。

タンは、運の平等論は分配的正義の根本原理として、実質的な分配パターンに関わる(再分配のあり方を根拠づけるものであって、それ以上でもそれ以下でもない)と主張する (Tan 2012, pp. 90-91)。タンによれば、運の平等論は道徳的平等の理念、すなわち、人より幸運にも恵まれていることで人生の見込みが良くなったり悪くなったりするのではなく、選択や行為で差が付くような社会であるべきだとする直観的想定に基づいて構成されるものである⁷⁾。それゆえこの立場からすると、分配パターンを基礎づけないとするハーリーの議論は、そもそも運の平等論の categorie を取り違えていることになる。では当の再分配は、どのようにして決まるのだろうか。タンに言わせれば、再分配のあり方は、個人的責任の有無以外にも、苦しんでいる状態にある人間を救済する人道主義的原理などの考慮をふまえて決められるべきものである (Tan 2012, pp. 101-102)。

しかしながらこれらの応答は、運の平等論に内在する原理ではベースラインを確定し得ないことを否定するものとはなっていない。ナイトの議論に関しては、そもそも(1)を(1)'に置き換えること自体、それ相応の規範的根拠が必要となる。それは、不利な状態からのスタートに責任がないと言えるものではあっても、それにより平等なスタートが積極的に基礎づけられるとまでは言えない⁸⁾。運の平等論の適用範囲や役割を限定するセガルやタンの議論に目を移すと、それらは運の平等論内在的にベースラインを確定する議論を何ら提供するものとなっていない。セガルの場合、平等の正しさについての不可知論をとっている以上、ベースラインが運の平等論の観点から確定し得ないことに変わりはないし、タンの場合、運の平等論が根本原理として措定されても、それにより実質的分配原理が準拠するベースラインを確定し得ないことに変わりはない。それゆえこうした議論は、運の平等論単独では、カタストロフィの被害者への正当な補償や支援についての積極的な議論を展開できない——この問題点を否定するものとはなっていない。

結局、運の平等論者はベースラインに関する議論を、別途用意しなければならない。それが運の平等論に内在する原理から導出できないとすれば、それとは別の原理、価値、考慮に訴えて導くほかない。この点こそ運の平等論にとって、屈辱の回避や尊重といった規範的考慮の要求を充たすこととあわせて、多元主義的構想が重要になってくる理由にほかならない。

多元主義的運の平等論の正当化？

われわれは、運の平等論の多元主義的構成の重要性について確認した。となれば、その多元主義的構成がどのように正当化されるのかが焦点となる。運の平等論者の多くが、基本的ニーズの充足をもって明示的にその(「過酷な政策」等にみられる)反直観的帰結を回避できると考え、黙示的にベースラインの根拠とする議論を展開している。たとえばナイトは、運の平等論の最

も適理的な構想として、功利主義的効率性とともにも基本的ニーズが運の平等論が機能するベースラインを確保する多元主義的な運の平等論を提起する (Knight 2009, ch. 6)。またセガルは、基本的ニーズを充足する社会の義務を根拠にして、それが運の平等論とトレードオフの関係にあることを認めつつも、正義が機能するベースラインとなりうることを示そうとする (Segall 2010, ch. 4)。ところが、ナイトとセガルはともに、基本的ニーズをはじめとする運の平等論以外の考慮や価値を明示するだけで、それらが運の平等論とどのように両立し、いかにして整合的な正義論を構成しようのかについての議論を展開しているわけではない⁹⁾。単に価値や原理のトレードオフを認めるだけでは、アドホックな原理適用を許容する無原則的な多元主義を称揚するのと何ら変わらない (e.g. Temkin 2000, p. 155; Barry 2006, pp. 99-101)。そうした無節操な多元主義を回避したいのであれば、(ロールズ正義論のように) 複数原理の適用順序に関する議論を提示するか、それ以外の多元主義の正当化が求められてくる。

ナイトやセガルのような多元主義を構成する価値の明示、およびそのトレードオフ関係を認める議論とは異なり、価値や原理の衝突を否定して運の平等論が正義体系の核となることを示そうとするのがタンである。タンは、リベラルな道徳的分業 (moral division) と制度的分業 (institutional division) の理念に従った原理的分業的秩序の構想に従って、選択と運の区分から成る根本原理と基本的ニーズの価値 (から成る原理) が衝突しない多元主義の構想を提出しようとする。その背景にあるのは、後期ロールズがとくに重んじていた「多元主義の事実 (the fact of pluralism)」である。すなわち、ときに激しい衝突をみせる根源的な価値の多元性を前に、諸価値のトレードオフは容易には認められない、という背景の事実である。その最たる例が、様々な個人が個別にあるいは家族や近親者のために追求する価値と分配的正義の価値が互いに還元不可能であるという事実 (があるという適理的想定) である。タンはこうした「多元主義の事実」をふまえて、それぞれの価値が衝突することなく顕著な役割を果たせるように、価値が働く領域を分割し限定するリベラルな道徳的分業の考え方を採用する (Tan 2012, pp. 26-28)。

この道徳的分業の考え方に沿ってタンは、運の平等論を、政治的正義や人道主義的原理が働く正義外の道徳的領域とも区別された、まさに分配的正義の領域で機能するものとして位置づける。そして先にみたように、その分配的正義の主題はあくまで制度であるとして、自然的不運が当事者の不利益と化してしまう制度環境の変革を求める制度的運の平等論を提唱する。運の平等論が制度を主題とすることで、様々な個人の生き方や動機づけの多様性にみられる諸価値の多元性を否定したり侵害したりすることなく、選択と運から成る運の平等論の原理が分配的正義の領域で機能するという見立てが成立する。このように、道徳的分業は個人的価値と制度的価値を区分する制度的分業を要請することになる。

ここで重要なのは、(再) 分配の実質的構想は、道徳的・制度的分業下での多元的価値の発動によって決まる、という点である。選択をしたということで個人が責任を負うべき領域と、制度を介して補正対象が決まり、実際に補正されるべきとする自然的運の扱いは、人道主義的考慮が働く道徳的領域とは別に設定されている。それゆえ実質的な分配パターンは、基本的ニーズの充足を前提としつつ、一方で個人の選択責任を問い、他方で制度的に補正しうる自然的運の中立化のための実行可能な枠組みによって決まってくる。これにより、人間としての尊厳を踏みにじるような分配のあり方は回避され、ある種の平等主義的ベースラインが保証されるこ

となる。注意すべきは、ここでは基本的ニーズと運の平等論の考慮はトレードオフの関係ではなく、それぞれの領域で個別に機能するものとして位置づけられている点である (Tan 2012, pp. 102, 125-126)。このように、「多元主義の事実」を背景とした道徳的・制度的分業による制度的運の平等論は、運の平等論に投げかけられてきた様々な批判に応答すべく、洗練された理論構造を備えるものとなっている。

とはいえ、それぞれの領域に分割された価値が果たして本当に、他の価値との領域区分によって他の価値群と整合しうる原理体系となるのかについては、疑問が残る (Schemmel 2012, pp. 445-447)。運の平等論が基本的ニーズが欠如した領域に足を踏み入れないという多元主義的構想の説得性は、運の平等論に基づく体系的正義論の成否に依存するのであって、道徳的・制度的分業に訴えることで価値衝突を単に回避しうるというだけでは高められない。なぜならそれだけでは、道徳的・制度的分業と運の平等論のつながりを、体系的に正当化するには至らないからである¹⁰⁾。ところがタンの議論では、道徳的・制度的分業によってたまたまうまく価値の衝突を回避できたという議論以上のものは提出されておらず、運の平等論と人道主義的考慮の暫定協定的併存が強調されているにすぎない。つまり道徳的・制度的分業の要求は、運の平等論を軸とする正義体系に内在する仕方では導かれているわけではないのだ。これでは、タンの議論が「本当に運の平等論と言えるのだろうか」という疑問を招いてしまう。

こうした疑問は他方で、タンの運の平等論の成否が道徳的・制度的分業が成立しうる情況に依拠している可能性をも示唆している。言うまでもなく道徳的・制度的分業は、正義や平等といった非個人的価値が金銭的動機や家族への愛といった個人的価値を尊重するための工夫として、リベラルな社会で通用してきたものである (Nagel 1991, pp. 57-62; 井上 2014, 157-158 頁)。その分業の理念が、カタストロフィ後の世界にも適用しうるという保障はない。それがカタストロフィ後の世界においても通用する理念であると主張するためには、上述の体系的正当化は不可避である。管見の限り、タンの議論からは、そうした正当化に向けての議論を窺うことはできない。

5. 結語

本稿では、運の平等論がカタストロフィ後の世界にも適用しうる正義論となりうるのかについて検討した。本稿の結論は、ネガティブなものである。(タンの最も洗練された制度的運の平等論を含む) いずれの運の平等論も、その生命線たる多元主義的運の平等論の正当化に失敗しており、カタストロフィ後の、それこそ復興に臨む世界で求められている補償や支援額のあり方を適切に示すものとはなっていない。もちろん本稿は、その問題性を克服しうる運の平等論の可能性を否定するものではない。だが本稿の議論が正しければ、その達成には相当な困難がつきまとうことは間違いない。

注

- 1) ただしヴァレンタインは、予測可能性が自然的運とみなしうることの必要条件である可能性に関しては認めている (Valentyne 2002, pp. 536-537)。

- 2) ちなみにヴァレンタインは、運の平等論に代わりうる立場として選択の初期機会を期待値ベースで均等にすべきとする初期機会平等論を提示している。ヴァレンタインは、この立場が運の平等論とは異なり、第一に同定困難な自然的運を直接的には勘案しないことから、政策実行にあたってのコストが低く済むこと、第二に一律に初期機会の平等による施策が図られることから、後にみるような運の平等論の反直観性（とくに反直観的な選択的不運の放置）を回避しうる点を強調している（Vallentyne 2002, pp. 538-557）。
- 3) ヴァレンタインは非両立論（自由意志説）の立場に、（それが正しいと仮定する仕方ではあるが）与している（Vallentyne 2008）。
- 4) この点に関連する議論については、私も別のところで検討したことがある（井上 2011; 2012）。
- 5) 強制的な社会保険サービスのまさにその「強制性」が、運の平等論が重視する選択の自発性と不可避に衝突する点も見過ごせない（Voigt 2007, p. 406）。
- 6) これに対し、自然的運の中立化ではなく「平等化（equalization）」という弱い主張を運の平等論が提出すれば問題ないとする見方もある（Vallentyne 2006）。後者は、あらゆる自然的運の影響を完全消滅させることを目的とする前者と違い、自然的運の影響で他の人と差が出ている部分だけを中立化する理念である。この中立化対象の限定により、反実的な不運は問われなくなり、また差を縮める以上、平等主義的傾向性をもつとは言える。しかし、そもそもそのような限定自体、いかなる規範的根拠で正当化されるのかが問われてくる。その根拠を明示せずに、運の平等化によって平等主義的傾向性が得られるとだけ述べた場合、論点先取の誤謬に陥っているのは明白である。ハーリーが喝破するように、それでは平等パターンを基礎づける論証的議論とはなり得ない（Hurley 2003, pp. 160-161）。
- 7) それゆえ根本原理としての運の平等論は、ロールズのな民主的平等の理念と異なり、社会的協働に参画しているかどうかに関係なく、重度の障がいをもっている者は社会が責任をもって平等主義的に対処すべきだとする点で、より説得的な道徳的平等の理念であるとタンは主張する（Tan 2012, pp. 133-136）。
- 8) もっともナイトは、実質的に平等（主義）とみなせる条件について考察を加えているのも確かである。それは、ある立場・境遇で扱われてきたことが、同様の立場・境遇にある人間を同じように扱う理由になるとする条件を基本に、それがすべての人間に当てはまること（誰も排除しないこと）、平等論者にとって価値のある何かについての平等を目指している点、この3つを条件として弱い平等の原理は支持されるという議論である（Knight 2009, ch. 3）。もっともこの弱い原理が平等主義の分配的基礎を提供しうるかは、疑わしいと言わざるを得ない。
- 9) もっとも、ナイトは運の平等論よりもより直観適合的で、かつ体系性を保持しうる構想として、責任対応的優先主義（responsibility-catering prioritarianism）の立場を提出する。より精確には、パレート効率性と優先主義ともある程度適合するかたちで機能する「制限された責任感応性」、すなわち「人びとは、責任がないと言える分までもが与えられることによって、何者も不利益を被らない場合を除き、責任ある分を受け取るべきである」とする原理を、運の平等論だけでは招いてしまう反直観的帰結を回避し、さらにベースラインの問題をカバーしうる、より説得的かつ包括的な正義の構想として提出している（Knight 2009, p. 234）。
- 10) もっとも、（タンが道徳的・制度的分業を適用することで「うまく行く」ことを発見したという意味での）タンの議論の「発見的価値」を否定することはできないだろう。この指摘は、宇佐美誠氏に負っている。

参考文献

- Anderson, Elizabeth (1999) "What Is the Point of Equality?" *Ethics* 10: 287-337.
- Arneson, Richard J. (1989) "Equality and Equal Opportunity for Welfare." *Philosophical Studies* 56: 77-93.
- Arneson, Richard J. (1990) "Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare."

- Philosophy and Public Affairs* 19, 158-194.
- Arneson, Richard J. (1999) "Egalitarianism and Responsibility." *Journal of Ethics* 3, 225-247.
- Arneson, Richard J. (2000) "Luck Egalitarianism and Prioritarianism." *Ethics* 110: 339-349
- Barry, Nicholas. (2006) "Defending Luck Egalitarianism." *Journal of Applied Philosophy* 23: 89-107.
- Cohen, G. A. (1989) "On the Currency of Egalitarian Justice." *Ethics* 99: 906-944.
- Dworkin, Ronald (1981a) "What is Equality? Part 1: Equality of Welfare." *Philosophy and Public Affairs* 10: 185-246.
- Dworkin, Ronald (1981b) "What is Equality? Part 2: Equality of Resources." *Philosophy and Public Affairs* 10: 283-345.
- Dworkin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社, 2002年)
- Fleubaey, Marc (1995) "Equal Opportunity or Equal Social Outcome?" *Economics and Philosophy* 11: 25-55.
- Gilens, Martin (1999) *Why Americans Hate Welfare: Race, Media, and the Politics of Antipoverty Policy*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Hurley, S. L. (2003) *Justice, Luck, and Knowledge*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Knight, Carl. (2009) *Luck Egalitarianism: Equality, Responsibility, and Justice*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Lang, Gerald. (2006) "Luck Egalitarianism and the See-Saw Objection." *American Philosophical Quarterly* 47: 43-56.
- Lippert-Rasmussen, Kasper (1999) "Arneson on Equality of Opportunity for Welfare." *Journal of Political Philosophy* 7: 478-487.
- Lippert-Rasmussen, Kasper (2001) "Egalitarianism, Option Luck, and Responsibility." *Ethics* 111: 548-579.
- Mulgan, Tim. (2011) *Ethics for a Broken World: Imagining Philosophy after Catastrophe*. Montreal and Kingston: McGill-Queen's University Press.
- Nagel, Thomas. (1991) *Equality and Partiality*. New York: Oxford University Press.
- Nozick, Robert. (1974) *Anarchy, State, and Utopia*. Oxford: Basil Blackwell.
- Price, Terry L. (1999) "Egalitarian Justice, Luck, and the Costs of Chosen Ends." *American Philosophical Quarterly* 36: 267-278.
- Rawls, John. (1971) *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Belknap Press of Harvard University Press.
- Sarat, Austin and Javier Lezaun (eds.) (2009) *Catastrophe: Law, Politics, and the Humanitarian Impulse*. Massachusetts: University of Massachusetts Press.
- Scheffler, Samuel. (2010) *Equality and Tradition: Questions of Value in Moral and Political Theory*. New York: Oxford University Press.
- Schemmel, Christian. (2012) "Luck Egalitarianism as Democratic Reciprocity? A Response to Tan." *Journal of Philosophy* 109: 435-448.
- Segall, Shlomi (2010) *Health, Luck, and Justice*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Tan, Kok-Chor. (2012) *Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality*. Oxford: Oxford University Press.
- Temkin, Larry S. (2000) "Equality, Priority, and the Levelling Down Objection." In Clayton, Mathew and Andrew Williams (eds.) *The Ideal of Equality*. New York: St. Martin's Press.
- Vallentyne, Peter. (2002) "Brute Luck, Option Luck, and Equality of Initial Opportunities." *Ethics* 112: 529-557.
- Vallentyne, Peter. (2006) "Hurley on Justice and Responsibility." *Philosophy and Phenomenological Research* 72: 433-438

- Valentyne, Peter. (2008) "Brute Luck and Responsibility." *Politics, Philosophy and Economics* 7: 57-80.
- Voigt, Kristin. (2007) "The Harshness Objection: Is Luck Egalitarianism Too Harsh on the Victims of Option Luck?" *Ethical Theory and Moral Practice* 10: 389-407.
- Wolff, Jonathan. (1998) "Fairness, Respect, and the Egalitarian Ethos." *Philosophy and Public Affairs* 27: 97-122.
- 井上彰 (2011) 「正義・平等・責任——正義としての責任原理・序説」田中愛治監修, 須賀見一・齋藤純一編『政治経済学の規範理論』勁草書房, 第6章
- 井上彰 (2012) 「正義としての責任原理」宇野重規・井上彰・山崎望編『実践する政治哲学』ナカニシヤ出版, 第11章
- 井上彰 (2014) 「ロールズ: 「正義とはいかなるものか」をめぐって」齋藤純一編『岩波講座 政治哲学5——理性の両義性』岩波書店, 第7章
- 犬塚元 (2012) 「震災後の政治学的・政治理論的課題: 「不確実・不均衡なリスク」のなかの意思決定・連帯・共存の技法」稲葉馨・高田敏文編『今を生きる——東日本大震災から明日へ 復興と再生への提言——3法と経済』東北大学出版会, 第5章
- 河野勝・金慧 (2012) 「復興を支援することは、なぜ正しいのか: 哲学・思想の先駆者に学ぶ」鈴木興太郎・須賀見一・河野勝・金慧『復興政策をめぐる《正》と《善》——震災復興の政治経済学を求めて①』早稲田大学出版部, 第3章
- サンデル, マイケル (2011) 『マイケル・サンデル大震災特別講義——私たちはどう生きるのか』NHK出版

※本稿は、JSPS 科研費 25590001 および 26285002 による研究成果の一部である。

